R1.6.11改定

心のアンケート等からいじめの認知、解消までの流れについて

心のアンケート等の実施
(定期的)

教育相談
(計画的・随時)

児童生徒、保護者らの訴え等

職員の気付き
(日常的な観察)

学級担任・学年・生徒指導部・教育相談部等

「いじめの防止等の対策のための組織」

いじめの認知

解消に向けた取組

○関係児童生徒、保護者との面談
○校内に設置した「いじめの防止等の対策のための組織」での対応検討
○関係生徒やクラス、部活動等での指導
○必要に応じて、ＳＣ、ＳＳＷ等の活用
○警察等の関係機関との連携

いじめの解消

解消の有無の判断

○被害児童生徒や保護者との教育相談
○認知後のアンケートへの回答状況
○関係生徒への聴き取り及び行動観察等

※上記内容を総合し、学校は組織的に対応し判断
※「解消している状態」については、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）p30～31参照

認知までに至らない事案
（見守りの継続）

【いじめの認知件数・解消状況報告】
○校内組織の取組状況報告（学期ごと）